

新旧対照表

○神奈川県屋外広告物条例施行規則

新	旧
<p>(適用除外の広告物等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第6条第1項第2号に規定する案内図その他公衆の利便に供するものは、次のものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 案内及び誘導のために条例第3条第1項第5号に掲げる地域のうち自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第9条の12第1号に掲げる第一種特別地域及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の規定により指定された特別保護地区を除く地域並びに条例第3条第1項第6号に掲げる地域のうち神奈川県立自然公園条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第69号)第11条第1号に掲げる第一種特別地域を除く地域に表示し、又は設置するもの(第2号に掲げるものを除く。)で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一の広告物の表示面積が1平方メートル以下(自然公園法第5条第1項により指定された国立公園のうち自然公園法施行規則第9条の12第2号に掲げる第二種特別地域及び同条第3号に掲げる第三種特別地域内にあつては、5平方メートル以下)であり、かつ、複数の広告物を統合するものにあつては10平方メートル以下のもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(適用除外の広告物等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 条例第6条第1項第2号に規定する案内図その他公衆の利便に供するものは、次のものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 案内及び誘導のために条例第3条第1項第5号に掲げる地域のうち自然公園法施行規則(昭和32年厚生省令第41号)第9条の2第1号に掲げる第一種特別地域及び自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条第1項の規定により指定された特別保護地区を除く地域並びに条例第3条第1項第6号に掲げる地域のうち神奈川県立自然公園条例施行規則(昭和34年神奈川県規則第69号)第11条第1号に掲げる第一種特別地域を除く地域に表示し、又は設置するもの(第2号に掲げるものを除く。)で、次のいずれにも該当するもの</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 一の広告物の表示面積が1平方メートル以下(自然公園法第5条第1項により指定された国立公園のうち自然公園法施行規則第9条の2第2号に掲げる第二種特別地域及び同条第3号に掲げる第三種特別地域内にあつては、5平方メートル以下)であり、かつ、複数の広告物を統合するものにあつては10平方メートル以下のもの</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>3～8 (略)</p>